

虐待防止委員会規程

特定非営利活動法人 横須賀つばさの会
就労継続支援B型事業所 つばさ・つばさ第二

（委員会の設置）

第1条 特定非営利活動法人横須賀つばさの会が運営する障害福祉サービス事業所であるつばさ及びつばさ第二（以下「事業所」という。）が行う障害福祉サービスにおいて、利用者の安全と人権保護の観点から、虐待の防止とその適切な対応の推進に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の目的）

第2条 虐待防止委員会は、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることもないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。

（委員会の役割）

第3条 虐待防止委員会は以下の役割を担うものとする。

- 2 虐待防止のための計画作成（虐待防止の研修計画、労働環境・条件を確認、改善するための実施計画及び指針）
- 3 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）
- 4 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）

（委員会委員の選出）

第4条 委員は以下のとおりとする。

- 2 委員長は、法人理事長が指名した職員とする。
- 3 委員には、各事業所の管理者、サービス管理責任者、虐待防止担当者、その他理事長が指名した職員を加える。
- 4 委員長は、各事業所内に虐待防止受付担当者及び虐待防止対応責任者を選任する。
- 5 上記に従い、委員長以下、委員会構成員は次のとおりとする。

委員長	つばさ	松原 理恵（管理者・虐待防止対応責任者・苦情解決責任者）
委員	法人	小松 守也（副理事長）
	つばさ	関 聖子（主任・職業指導員・虐待防止受付担当者・苦情受付担当者）
	つばさ第二	小塚 静子（管理者・虐待防止対応責任者・苦情解決責任者）
		木村 浩二（目標工賃達成指導員・虐待防止受付担当者・苦情受付担当者）

苦情解決 第三者委員 (2名)	特定非営利活動法人横須賀つばさの会 監事
	石井 裕之
	中込 良夫

（委員会の開催）

第5条 委員会の開催を次のとおりとする。

- 2 原則として、年1回の定例会を開催する。
- 3 委員長の招集により、必要時開催する。
- 4 委員長は、委員の要請により、必要と判断した場合は委員会を招集することができる。

（委員会の業務）

第6条 委員会は、次の業務を行う。

- ① 「職員倫理綱領」を職員に周知し、「職員行動規範」を遵守するよう啓発する。
- ② 「虐待の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していく。
- ③ 「虐待を早期に発見するポイント」に従い、「虐待発見チェックリスト」結果による調査を必要あるごとに実施する。
- ④ 上記の実施した調査の結果、虐待や虐待の疑いがあるときは、虐待防止受付担当者に報告する。
- ⑤ 虐待防止に係る研修を原則年1回および職員採用時に実施する。
- ⑥ その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととする。

(委員会の責務)

第7条

- 2 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上と知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。
- 3 委員は、日頃より社会福祉法・知的障害者福祉法のみならず障害者総合支援法や障害者の権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格(アイデンティティー)の向上にも努めるものとする。
- 4 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めた、指導することとする。
- 5 委員会は、身体拘束等の適正化対策検討委員会とも連携をとり利用者の虐待の疑いのある事案や支援等に問題がある場合は、協同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

(その他)

第8条 苦情及び説明・同意については、事業所の利用契約書及び重要事項説明書に準拠して対応する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項、虐待防止上必要な対応については、委員長が委員に諮り、理事会にて協議し定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。